

第1. 設問1.

1. ① の立場.

1. 甲はBに対し600万円の恐喝罪(刑法(以下法文を略). 249条2項)が成立している。

2.(1)「恐喝」とは、人を畏怖して反抗を抑圧することを行う。その判断は客観的に行う。

(2) 甲はBに対し、脅迫を自ら暴行団員であり、金を返さなければ組の人間を迷らすと言った。Bはこれに対し、自身や家族に危害が加わると畏怖した。

暴行団員であることや、暴行を示唆されたことが畏怖するものが通常である。よって、Bの上記行為は「恐喝」にあたる。

3.(1)「財産上不法の利益」とは、「恐喝」により得られた財産上の利益をいう。

(2) Bは畏怖することによって600万円を交付した。畏怖したことが600万円を交付することになったから、600万円全体が「財産上不法の利益」となる。

4.(1)不法領得の意思とは、権利者を排除して経済的用途に際して利益を利用、処分する意思である。

(2) 甲がBから金銭交付を受け、600万円

あるものの、その取引の様子は自分が暴力団である
と認めるものである。これは取引において許容される
範囲に入っている。よって、500万円の部分については
実質的に違法性が認められる。

2. 不法取得の意思が500万円の部分にのみ認められる
~~500万円は不法取得~~ 甲は1つに500万円の部分に
ついて権限があるにせよ、Bを排除して、~~不法取得~~
BのAに対する債権の消滅の処分をするので、
認められることである。

3. 以上から、甲には600万円について249条2項が成立
する（既述時期はE支店の口座に600万円が送
金されたことである。） → *かこで書く意味が
何故か。E支店の口座に600万円が送金されたことである。*

第2. 設問2.

1. 事象1.

1. 甲がAのワインに混入した睡眠薬は、Aの特殊な
心臓疾患がなければ、生命に対する危険性は全く無
いといえる事象。

2. 殺人罪が成立するためには、その行為が一般大衆から判断
して生命に危険を生ずる行為が生命を侵害する
危険性を持つ必要がある。そのような危険を有しない
場合には殺人罪の「行為」とは言えない。

3. 1の事象は、甲が混入した睡眠薬が生命に対する
危険が全く無いため、殺人罪の「行為」とは言えないこと

（使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること（番号のないものは採点しません）

を示す事実である。

Ⅱ. 事実②

1. Aに心臓疾患があることをAも、甲も、そして一般人も認識できなかったこと。

2. 因果関係を判断するに際し、行犯と結果の間に介在事情がある場合には、行犯者が特に認識していた事情も、法益保護者も一般人もが認識していた事情、そして一般人が認識しえた事情を基礎にして判断する。

3. 1の事実のうち、Aに同疾患があることはAも死に至らしめた介在事情である。しかしこれについて甲、Aは知らず、また、一般人も認識しなかった。

よって、同疾患の存在を除いて因果関係を利用すべきであり、これが無ければAの死についてのみ、甲は殺人既遂罪を認めることができない事情となる。

Ⅲ. 事実3

1. 甲はX剤とY剤を混ぜて発生する有毒ガスでAを殺めたことであり、甲は混入した睡眠薬でAが死ぬことはないと思っていたこと。

2. 殺人罪が成立するためには、実行行為時において構成要件該当事実を認識していることが必要である。

3. 1の事実は、甲が睡眠薬混入時において、その行犯によつてAを死に至らしめたことの認識が無いたることを示す事実

用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

下例、故意犯の成立と否を有する事実であることを
殺人既遂罪に成立し、

第3. 設問3.

(殺人)

1. 甲 ~~睡眠薬~~ 睡眠薬を混入したことに、2項強盗
罪(236条2項)は成立し、

2. (1) 240条

2. ~~240条~~ 240条の「死せしめ」は、236条1項の「暴行」の手段
により人の生理的機能を侵害し、死せしめること
意味する。

(2) 甲は睡眠薬を混入、Aは心臓疾患がある。
死せしめたため、これにあたるように思われる。

3. (1) 睡眠薬は人を死せしめる危険を
全く有しているから、生命を侵害するおそれ。
全くない行状を以て240条の殺人の暴行行状
といえるかが問題とする。

(2) この点、行状の危険性は客観的に判断する
全上の事情をもとに判断する。

本件では、睡眠薬にたいには上述の危険性
がないから、Aは心臓疾患を患っていたのであり、
これをふまえれば、睡眠薬の混入には生命侵害
の危険があるといえる。

4. (1). 因果関係は、行状の危険が結果へと実現したと
いえるから客観的に判断する。この点、

用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

5/8 ペー

特殊な介入事情が存在する場合にその事情を判断
の基礎におくべきかにつき、行為者の認識等を基準
にする見解がある。

しかし、新構因果関係の有無はあくまで客観的・
事後的に分るべきものであるから、行為者の主観的
事情による因果関係の有無が変わることはおかし。
そのような事情は責任の有無の判断において新構とスル
べきだからである。

(2) この点、本件で同疾患をカ1 Aに睡眠薬を
混入すること、同疾患を急激に悪化させる危険の
ある本件の睡眠薬の危険を現実化させるものだから、
因果関係を認められることができる。

5. (1) 甲は睡眠薬混入時に A を死せしめる認識
が無かったため、構成要件の故意が認め
られない問題である。

(2) この点、①行為者の計画に第1計画と第2
計画が時間的・場所的に近接しており、②
第1計画は第2計画を容易にするもので、

故意の論議は
ない、つまり
利便性の原理を
とって、新構の
用意をいふこと
が正しい。
③第1計画の遂行後に障害となる事由が特に
無かった場合には、第1行為をあた実行の
着手と評価できる。

(3) 本件では、甲は A を睡眠薬で眠りにさせる
という第1計画と、その後毒ガスを発生

用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

第1. 土曜日の第2計画がある。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(2)、~~その他特~~ 以計画の邪魔になる
事由の特になつて(3)の

よ、睡眠薬の混入に薬物の着目が行われる。
Aを処方せよ

(4). 尤として、~~用~~^用は睡眠薬に A を殺すとか) は「かたじけなく、睡眠薬を混入する」といって「が」~~新殺毒~~
~~の穿行と毒~~ の記号がある。材料関係関係についてこの錯誤は構成要件的に符号している。

(b). 8.7. 故能 π 与 α 互斥.

6. 次に、本件債権は A、B、甲以外に知れている存在しないから、A の請求が本件債権の唯一の利益が消滅するに等しいと確実性がある。

7. (1) いはい. 甲は第1行前n個にAの要素を
止めている. 53条1項

12) 中止犯は、任意的に犯罪を果行し得ると思え
ば不成立だが、それをしなかったことには ~~犯罪~~ 結果既
生と中止した場合には成立する。

(3). φ の行数为 n である。

お. 以上から. 甲には 236条 2項の既述が成立するが, 43条に於て減免される。

以上
(8分 37秒)

5
＜感想＞

(設問1) はぐだぐだにあり, 236条. 書いている途中から 兼に
あり, 236条. 書いている途中から 別の考えがある. それを反映させ
ようと思いつくのがいいかなと考える。

- 10
- ・ 設問2との全体バランスは, 非常に良いと思います。
 - ・ 設問1 は, 定義 → 理由の意識は良かったので
定義の正確性を保護法益と合わせて整理しようと
していると思います。

・ 設問2 は, 問題の指示に従っており OK でした。

15
・ 設問3 は, メインの罪責は, ありましたが, 他々の罪責に
ふくまれているから残念だった。少しの記述で結局に
得点できる所だったので 書けなかった原因を分析しよう

20